

「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」の改正について（お知らせ）

ダンピング受注防止対策のより一層の強化を図り、契約の適正な履行を確保するため、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」について、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

なお、今回の改正は、平成 21 年 5 月 1 日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。

工 事

1. 調査基準価格と最低制限価格の算定方法が変わります。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、各費目に乗じる率を次のとおり変更し、設定範囲も引き上げます。

現 行	改 正
<p>【土木・舗装・その他】</p> <p>直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 60% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 2/3 ~ 85%</p>	<p>【土木・舗装・建築・設備・その他】</p> <p>直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 70% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>
<p>【建築・設備】</p> <p>直接工事費 × 90% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 60% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 2/3 ~ 85%</p>	<p>【解体】</p> <p>直接工事費 × 85% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 70% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>
<p>【解体】</p> <p>直接工事費 × 85% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 60% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 2/3 ~ 85%</p>	

算定式の端数処理
、 、 、 は 1 円未満の端数切り捨て
~ の合計額は千円未満の端数切り捨て

調査基準価格 = (+ + +) × 1.05
(最低制限価格) 千円未満切り捨て

× 1.05 は消費税の加算を表します。

【改正のポイント】

- (1) 建築工事及びこれに付随する設備工事の直接工事費に乘じる率を 90%から 95%に引き上げ、土木工事等（解体工事を除く）と同じ率とします。
- (2) 現場管理費相当額に乘じる率を 70%とします。
- (3) 設定範囲を予定価格の 70%～90%とします。
（前頁の算定式により導きだされた額が、予定価格に 90%を乘じて得た額を超えるときは 90%を乘じて得た額、予定価格に 70%を乘じて得た額に満たないときは 70%を乘じて得た額となります。）

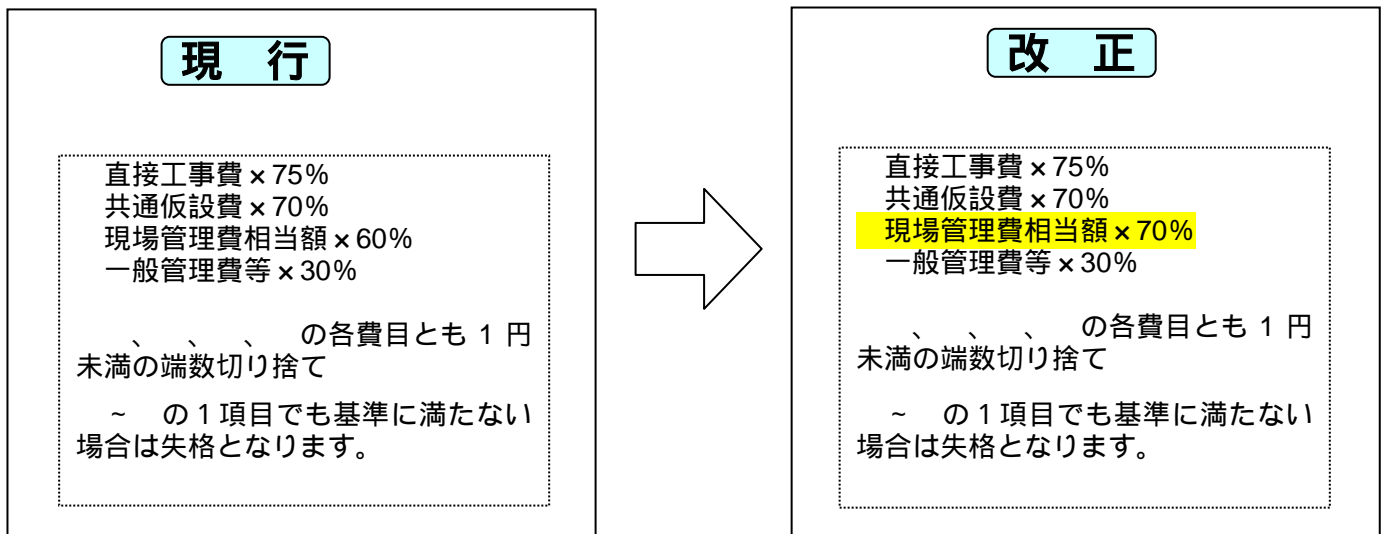
参考

低入札価格調査制度（予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用）

最低制限価格制度（予定価格が 130 万円を超え、5,000 万円未満の工事に適用）

2. 数値的判断基準（失格基準）を引き上げます。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」に満たない価格をもって入札した者について、失格と判定する数値的判断基準を引き上げます。



【改正のポイント】

- (1) 数値的判断基準の現場管理費相当額に乘じる率を 70%とします。

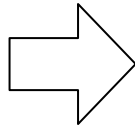
建設関連業務委託

最低制限価格の算定方法が変わります。

建設関連業務委託の最低制限価格について、ダンピング受注防止策の一層の強化と算定基準の明確化を図るため、工事と同様に予定価格算出の基礎となった各費目にそれぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定する方法に改めます。また、地質調査業務の設定範囲の上限を引き上げます。

現 行

予定価格（税込）×
（65%～80%）



改 正

【測量業務】

直接測量費
測量調査費
諸経費×30%

【算定式】（ + + ）×1.05

【設定範囲】予定価格（税込）の65%～80%

【建築関係コンサルタント業務】

直接人件費
特別経費
技術料等経費×50%
諸経費×50%

【算定式】（ + + + ）×1.05

【設定範囲】予定価格（税込）の65%～80%

【土木関係コンサルタント業務】

直接人件費
直接経費
技術経費×50%
諸経費×50%

【算定式】（ + + + ）×1.05

【設定範囲】予定価格（税込）の65%～80%

【地質調査業務】

直接調査費
間接調査費
解析等調査業務費の額×70%
諸経費×30%

【算定式】（ + + + ）×1.05

【設定範囲】予定価格（税込）の65%～85%

【補償関係コンサルタント業務】

直接人件費
直接経費
技術経費×50%
諸経費×50%

【算定式】（ + + + ）×1.05

【設定範囲】予定価格（税込）の65%～80%

算定式の端数処理

、 、 、 は1円未満の端数切り捨て
～ の合計額は千円未満の端数切り捨て
最低制限価格 = (+ + +) × 1.05

千円未満切り捨て

×1.05 は消費税の加算を表します。

【対象となる建設関連業務委託】

建設工事に関連する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約で、予定価格が50万円を超えるもの

【改正のポイント】

- (1) 算定方法を業務種別ごとに予定価格算出の基礎となった各費目から計算する方法に改めます。
(特別な理由がある場合を除く。)
- (2) 地質調査業務について、最低制限価格の設定範囲を予定価格の65%～85%にします。
(その他の業務についての設定範囲は、従来どおり予定価格の65%～80%です。)

今回の改正は、平成21年5月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。(平成21年4月30日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。)

詳細につきましては、当ホームページに掲載している「八戸市低入札価格調査制度実施要綱」、「八戸市最低制限価格制度要綱」をご覧ください。

問い合わせ先

八戸市財政部管財契約課

0178-43-2111 内線 172、723